

第6次水質総量規制の方向性を答申 中環審



平成17年5月16日に開催された中央環境審議会水環境部会において、16年2月26日に環境大臣が諮問した「第6次水質総量規制の在り方について」の報告がまとめられ、環境大臣に答申されました。

水質総量規制制度は、人口・産業が集中する広域な閉鎖性海域の水質汚濁を防止するために、昭和53年に「水質汚濁防止法」と「瀬戸内海環境保全措置法」の改正により導入された制度です。

水質汚濁が問題となっている東京湾、伊勢湾、瀬戸内海に流入する各集水域ごとに、環境大臣が目標年度、発生源別・都道府県別の削減目標量に関する総量削減基本方針を定め、これに基づいて関係都道府県知事が削減目標を達成するための「総量削減計画」を定めるとされています。

今回の答申は、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海のうちの大阪湾において水質が改善されてきた水域があるものの、COD、窒素及び燐の環境基準の達成率の改善が不十分であること。また大規模な貧酸素水塊（水生生物の生息に必要な酸素の溶け込み量が少ない水のかたまり）の発生により、底生生物が生息しにくい環境となっていることを指摘しました。対策の方向性としては、①生活排水の高度処理、②事業系排水処理の最新技術動向に沿った総量規制基準の設定、③環境保全型農業の推進、家畜排泄物法に基づく管理、持続的養殖生産確保法に基づく漁場改善による農林水産系排水の改善、④雨水時の水質汚濁負荷を増加させる合流式下水道の改善などの汚濁負荷削減策を提示しました。

また干潟や藻場などの自然そのものが持つ水質浄化機能を重視し、⑤残された干潟の保全と失われた干潟の再生、⑥底質改善や貧酸素水塊発生原因のひとつでもある窪地の埋め戻し、⑦藻場の保全・再生も進めるべきとしました。

これらの対策の目標年度は平成21年度とされています。

答申を受けた環境大臣は同日中に第6次水質総量規制に向け、COD、窒素・燐含有量の総量規制基準の設定方法を改めて中央環境審議会に諮問しました。環境省としては、これらの答申を平成17年度内にもらい、同年度内に第6次水質総量規制のための総量削減基本方針を策定する予定です。

資料:2005年5月16日付 環境省報道発表資料

2005年5月16日付 EICネット

2005年5月19日付 化学工業日報

生活環境箇所 佐藤妙子

The Knights of Environmental Science
内藤環境管理株式会社

〒336-0015 埼玉県さいたま市南区大字太田窪 2051 番地 2
TEL.048-887-2590 FAX.048-886-2817
URL : www.knights.co.jp

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第20条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

